



活気溢れるダンスの力で、岩倉を楽しく！明るく！！元気に！！

IWAKURA DANCE FES!!!2023

10.21 (土) - 22 (日) **2DAYS 開催!!**



10.21(1day) コンテスト STAGE

市内外から多くの小学生、中学生、高校生が参加して、チームダンス（小学生部門・中高校生部門）とソロダンス（小学生部門・中高校生部門）の技量を真剣勝負で争います。

豪華プロダンサー達によるスペシャルゲストショーもお楽しみに。

10.22(2day) ダンス STAGE

学校やダンススクールでダンスを学んでいる、岩倉市内や近隣地区の皆さんに、日頃の練習の成果を披露いただきます。

※詳細は、別途お知らせします。

問合先 アデリア総合体育文化センター
(岩倉市総合体育文化センター) (☎ 66-2222)

【東京ディズニーリゾート® 40周年スペシャルパレード】

問合先 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

IWAKURA DANCE FES!!!2023 に東京ディズニーリゾート40周年スペシャルパレードが参加します。

ミッキーマウスと仲間たちが、東京ディズニーリゾートを飛び出し、40年間の感謝の気持ちをお伝えし、皆さんに笑顔を届けるために岩倉へやってきます。

キッズ ダンサー 募集

パレードを一緒に盛り上げてくれるキッズダンサーを募集します。

●内容 曲に合わせてダンスを踊りながら約1kmパレードします(30分程度)。

●対象 市内在住の小学3年生～6年生

●定員 60人(申込多数の場合は抽選となります)

●申し込み 6月23日(金)～7月14日(金)

応募にあたっては市ホームページに記載されている注意事項等を確認したうえで

申し込みフォームから申し込み

ください。

注意事項および
申し込みフォーム



10.22 (日)

14:15 start 予定

●ところ 県道名古屋江南線(中央町三丁目交差点南～川井町古井交差点北)

※スタート時間は変更になる場合があります。
また、悪天候などの理由により内容などの変更や中止となる場合があります。

●参加者の決定 8月上旬ごろにメールでお知らせします。

●練習日程 下記の日程に必ず参加してください。

① 8月26日(土)午前10時～

② 10月8日(日)午後2時～

③ 10月21日(土)午後3時～(リハーサル)

いずれも場所は市民プラザ多目的ホール

※練習時間は90分程度を予定しています。

●主催 岩倉市

●主管 日本環境マネジメント株式会社(アデリア総合体育文化センター(岩倉市総合体育文化センター)指定管理者)

フードパーク at IWAKURA DANCE FES!!!2023 の 出店者を募集します

●問合せ NPO 法人いわくら観光振興会 (☎ 81-3368、メール mail@iwakura-kanko.com)

「IWAKURA DANCE FES!!!2023」のサテライト会場としてフードイベントを行います。

- とき 10月22日(日)午前10時～午後4時30分
- ところ 中央公園
- 募集店舗 飲食店30店舗程度(応募多数の場合は、市内業者を優先して抽選します)
- 出店料 1万円

※出店について、詳しくはNPO 法人いわくら観光振興会ホームページ内に掲載の出店要領等を確認してください。

- 申し込み 7月21日(金)までに必要書類を揃え、市役所1階観光情報ステーションまで直接、または郵送やメールで申し込みください。

※詳細は、NPO 法人いわくら観光振興会ホームページを確認してください。



国民年金保険料の申請免除制度についてお知らせします

問合せ 市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807)、一宮年金事務所 (☎ 0586-45-1418)

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除となる申請免除制度を利用してください。なお、郵送または電子申請(マイナンバーカードをお持ちの人のみ)による手続きも可能です。申請免除の種類は下表のとおりですが、所得要件などがあります。申請書は、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

国民年金の保険料が免除(猶予)されると・・・

免除等の種類	納める保険料額	免除される保険料額	老齢基礎年金額への計算
全額免除	0円	16,520円	免除期間は1/2で計算します
3/4免除 (1/4納付)	4,130円	12,390円	免除期間は5/8で計算します
半額免除 (半額納付)	8,260円	8,260円	免除期間は3/4で計算します
1/4免除 (3/4納付)	12,390円	4,130円	免除期間は7/8で計算します
納付猶予	0円	猶予	猶予期間は年金額に反映されません

※一部納付の免除は、「納める保険料額」欄の金額を納付しないと未納となり、老齢基礎年金額への計算に算入されません。

●必要な添付書類

- ①運転免許証など本人確認書類の写し
- ②失業を理由として申請する場合は、雇用保険受給資格者証または離職票の写しなど
- ★新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度下がった人への臨時特例免除・猶予申請につきましては、令和4年度分の申請をもって終了しました。

●提出先 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地 市民窓口課窓口グループ

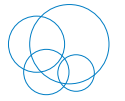
【電子申請について】

令和4年5月からマイナポータルより国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。詳しくは日本年金機構ホームページを確認してください。

●対象手続き

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出
- ②国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料学生納付特例の申請

※手続きには、マイナンバーカードとマイナポータルの利用者登録が必要です。



夏は友好交流都市福井県大野市で楽しもう！

市民の皆さんが友好交流都市である福井県大野市に宿泊する場合、費用の一部を補助しています。

●対象

市民の皆さん（小学生以上）が補助対象宿泊施設に宿泊される場合、年度に1回助成します。

●助成金額

★ホテル・民宿など（大野市観光協会加盟施設）

大人・子ども（小学生以上）ともに1人につき3千円

★ホテルフレアール和泉コテージ
食事付きの場合 1人につき3千円
食事なしの場合 1棟につき3千円

●利用方法

① 宿泊施設に予約してください。

② お会計の際に、宿泊証明書に宿泊施設からの宿泊証明を受けてください。

③ 宿泊日から6カ月以内に、左記の書類を市役所5階秘書企画課に提出してください。

・宿泊証明書
・岩倉市友好交流宿泊助成金交付申請書兼請求書

・領収書、またはその他の宿泊料金を支払ったことを確認できる書類の写し

●主な補助対象宿泊施設

大野市観光協会加盟の旅館、民宿等が対象です。

※対象となる施設は市ホームページおよび市役所5階秘書企画課でご覧いただけます。施設ごとの詳細については大野市観光協会（☎0779・65・5521）または、各施設へ直接お問い合わせください。



市ホームページ



大野市観光協会ホームページ



▲日本百名山 荒島岳

日本百名山 荒島岳（あらしただけ） 標高 1523.5 m （大野市観光協会ホームページより抜粋）

泰澄大師によって開かれたともいわれ、古くから信仰の山として崇められています。

大野盆地の南東にそびえ、別名大野富士と呼ばれる独立峰で、山頂からは、白山や北アルプス連峰の山々を望むことができ、毎年、新緑や紅葉の時期には、多くの登山者で賑わっています。

荒島岳には、4つの登山コースがあります。

どのコースにもそれぞれの特徴があり、他のコースでは味わえない魅力があります。



～ブナ原生林が美しく大人気！～

勝原（かどはら）コース

- 所要時間 登り3時間30分、下り2時間30分
- 登り口 旧カドハラスキー場
駐車場あり、トイレあり



～深田久弥が歩いた百名山ゆかりのコース～

中出（なかんで）コース

- 所要時間 登り3時間40分、下り2時間40分
- 登り口 中出集落（大野市蕨生）
駐車場あり、トイレあり



～荒島岳の「裏道」コース！～

佐開（さびらき）コース

- 所要時間 登り3時間30分、下り2時間30分
- 登り口 荒島養魚場（大野市佐開）
駐車場なし、トイレなし



～2012年に誕生したコース～

新しもやまコース（健脚向け）

- 所要時間 登り4時間40分、下り3時間10分
- 登り口 下山池ヶ嶋地区（大野市下山）
駐車場あり（下山地区集会施設）
トイレなし

※詳しくは、大野市観光協会ホームページをご覧ください。

秘書企画課企画政策グループ ☎38・5805

ふるさとといわくら応援寄附金についてお知らせします

問合せ 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

ふるさとといわくら応援寄附金(ふるさと納税)制度によりご寄附いただいた寄附金を、希望された分野の事業に活用させていただくこととしています。

令和4年度は、ふるさとといわくら応援寄附金は 97,085,407 円 (3,958 件) でした。

希望いただいた事業の件数および金額の内訳は下表のとおりです。

寄附いただいた皆さんに、心よりお礼申し上げます。

活用希望事業	件数	金額 (円)
1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	1,815	37,796,407
2 個性が輝き心豊かな人を育むまち	489	12,483,000
3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	147	3,661,000
4 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち	417	12,866,000
5 協働と自治による持続可能なまち	48	1,076,000
6 事業の指定なし	504	14,781,000
7 次世代につなごう岩倉五条川の桜並木保全プロジェクト ～あなたも岩倉五条川の桜を守る応援団～	414	11,138,000
8 伝統の山車文化守ろうプロジェクト	124	3,284,000
合計	3,958	97,085,407

★上記の寄附のうち団体・法人からの寄附

株式会社一旗、ひばり会、AMU S E 株式会社、株式会社名古屋銀行 (株式会社シャチラインの私募債を通しての寄附)、株式会社愛知銀行、株式会社ユニカ

※名前の公表を承認いただいた団体・法人を掲載しています。

ふるさとといわくら応援寄附金 (ふるさと納税) 制度

お礼の品提供事業所を募集しています

問合せ 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805、メール :hishokikaku@city.iwakura.lg.jp)

市外にお住まいの人から市へ寄附いただいた際、感謝の気持ちを込めて、お礼の品をプレゼントしています。このお礼の品をとおして、市の魅力を発信し、市内産業の振興・地域の活性化に繋げていくため、ふるさと納税のお礼の品として商品やサービスを提供いただける事業者を募集しています。興味のある人はぜひお問い合わせください。

※お礼の品に係る代金、送料は市が負担します。

<お礼の品を提供するメリット>

メリット1 お礼の品は市で契約したふるさと納税サイトで掲載します。サイトの編集は市で行うので、商品の説明や画像を提供いただければ無料で全国に PR できます。

メリット2 注文情報の管理や寄附者との調整を市が行うため事業所の手間が軽減されます。

メリット3 新たな販路の開拓、知名度向上、売り上げアップにつながる事が期待できます。

令和6年度（令和5年分）市県民税から 税制が改正されます！

森林環境税が 始まります



●問合先 税務課市民税グループ（☎ 38-5806）

※問合内容により、担当する機関へ案内する場合があります。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林設備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

●森林環境税の内容

時期	年額	区分	徴収方法
令和6年度から毎年	1人につき1,000円	国税	市県民税均等割と併せて市が賦課徴収します

森林環境税が非課税となる基準（合計所得金額）は下表のとおりです。

なお、令和6年度市民税・県民税、森林環境税は、令和5年中の所得に基づいて課税されます。

※東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、平成26年度から市民税・県民税均等割に1,000円が加算されていましたが、令和5年度で終了となります。

非課税基準	森林環境税（国税）	市民税・県民税
扶養親族を有しないとき	41.5万円以下 (給与収入で96.5万円以下)	42万円以下 (給与収入で97万円以下)
扶養親族を有するとき	31.5万円×人数〈本人＋同一生計配偶者 ＋扶養親族（16歳未満の扶養親族含む） ＋28.9万円以下	32万円×人数〈本人＋同一生計配偶者 ＋扶養親族（16歳未満の扶養親族含む） ＋28.9万円以下

※上記の両税とも、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親は、合計所得金額135万円以下は非課税

上場株式等に係る所得の課税方式の選択について

これまで、上場株式等に係る所得については、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することができましたが、金融所得課税は所得税と市県民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、令和6年度（令和5年分）から所得税と市県民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することはできなくなります。

注意

上場株式等に係る所得について、確定申告の際に申告か申告不要かの選択をしますが、市県民税の所得や課税所得（※所得の合計から所得控除を引いた額）は、社会保険料等の算定など各制度に影響を及ぼす場合がありますので、申告する際は、自身で総合的に判断いただいたうえで、選択してください。

国外居住親族に係る扶養控除の

Foi atualizado as condições da dedução de dependentes para

見直しがされました！

familiares que residem no exterior!

扶養控除の対象となる扶養親族から、国外に居住する親族のうち、30歳以上70歳未満の人が除外されます。Na dedução de dependentes, familiares que residem no exterior entre a idade de 30 a 69 anos não será aceito.

●扶養控除適用の可否

Sobre as condições da dedução de dependentes

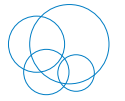
	16歳～29歳 16 a 29 anos	30歳～69歳 30 a 69 anos	70歳～ Acima de 70 anos
現在 Atualmente	可 Permitido		
令和6年度から A partir do ano de 2024(Reiwa 6) (令和5年分から) ※ Relacionado ao ano de 2023 (Reiwa 5)	可 Permitido	不可 Não permitido	可 Permitido



●上の表に関わらず控除が適用できる人

Pessoas que se enquadram na dedução independente da tabela acima

対象者 Alvo	必要書類 Documentos necessários
留学により非居住者となった人 Pessoa não residente por motivo de intercâmbio no exterior	留学ビザ等相当書類 Documentos relacionados ao intercâmbio
障害者 Deficiente	障害者控除の要件に従う Seguir as condições da dedução para deficientes
扶養者から38万円以上の送金を受けている人 Dependente que recebe o valor acima de ¥380,000 anual	38万円以上の送金関係書類 Comprovante de remessa no valor acima de ¥380,000 anual



下水道事業受益者負担金の

納入通知書を送付します

上下水道課下水道グループ ☎38・5815

下水道の整備が完了した区域の土地または建物の所有者（受益者）の皆さんに、下水道事業受益者申告書に基づき7月3日付で納入通知書を送付します。内容をお確かめのうえ、納期限までに納付してください。


●受益者負担金制度 受益者負担金制度は、下水道の建設費全てを税金でまかなうのではなく、下水道整備によって利益を受ける人（受益者）にも一部を負担していただく制度です。

●下水道の接続工事はお早めに 下水道の整備が完了した区域の人は、早めに下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。工事は、岩倉市下水道排水設備指定工事店に依頼してください。

▼受益者負担金の額 下水道の整備が完了した区域の土地に対して1回限り賦課するもので、1平方メートル当たり450円です。

▼納付方法 負担金額を5年に分割し、さらに1年を4回に分けて合計20回で納める「分割納付」と、第1期の納期に全額または1年分をまとめて納める「一括納付」があります。7月31日（第1期納期限）までに一括納付すると、最大16.5%納付額が割り引かれます。一括納付の場合の割引額（報奨金額）は送付した納入通知書で確認してください。

7月31日（第1期納期限）までに一括納付すると、最大16.5%納付額が割り引かれて、お得でい〜わ！




各地区の夏まつり・盆おどり

市内の各地区でいろいろな夏祭り、盆おどりが開催されます

	とき	ところ
第33回五条川小学校区地区コミュニティ盆踊り大会	7月22日(出)・23日(日)午後7時～9時	五条川小学校運動場
南新町盆おどり	8月5日(土)・6日(日)午後7時～9時	珊瑚公園
岩倉団地夏まつり	7月28日(金)午後4時～9時・29日(土)午前10時～午後1時（盆踊りは、28日(金)午後6時～9時）	岩倉団地集会所前広場
八剣町区盆踊り大会	8月3日(休)・4日(金)・5日(土)午後7時30分～9時	下り松公園
稲荷町盆踊り大会	8月4日(金)・5日(土)午後7時～9時30分 6日(日)午後7時～9時	御土井公園
西市町区夏まつり	8月5日(土)午後6時～8時・6日(日)午後7時～9時（盆踊りは、6日(日)）	睦公園
中本町区民盆踊り'23	7月28日(金)・29日(土)午後7時～9時	くすのきの家駐車場
曾野町盆踊り大会	8月4日(金)・5日(土)午後7時～9時15分	曾野町公会堂前広場
下本町区民盆踊り大会	7月28日(金)・29日(土)午後7時～9時	お祭り広場
北島町盆まつり	8月13日(日)午後6時30分～8時30分	北島児童遊園

新型コロナワクチン接種について（令和5年6月12日現在）

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-056-712）

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
 ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
 ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。
 なお、ワクチン接種は強制ではありません。本人または保
 護者の同意がある場合に接種が行われます。
 ※特例臨時接種期間は、令和6年3月31日まで延長されました。
 接種費用は無料です。




ほっと情報メール



公式LINE

令和5年春開始接種について（8月末まで）

現在、令和5年春開始接種を実施しています。初回接種（1回目・2回目）が完了し、かつ下表のいずれかに該当し、最後の接種から3カ月経過した人が対象です。

対象者（初回接種（1・2回目）完了者）	接種券の送付について
高齢者（65歳以上）	最後の接種から3か月が経過する人に順次接種券を発送しています。 （未使用の接種券が手元にある人はそちらを使用してください）
基礎疾患を有する人や新型コロナウイルスにかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める人（5～64歳）	接種券送付のための申請が必要です。 （未使用の接種券がある人は申請不要です） 【申請方法】 ★電話【岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター】 ☎ 0120-056-712 ・受付時間 平日 午前9時～午後5時 ★電子申請 右の二次元コードを読み取り申請してください。
医療従事者・介護従事者等（64歳以下）	【申請フォーム】 

※小児（5～11歳）の追加接種（小児用オミクロン株対応ワクチン）は、接種開始からの期間が短いため、初回接種（1回目・2回目）を完了した全ての小児（小児用オミクロン株対応ワクチンを接種していない人）を対象に8月末まで接種期間を延長して実施しています。なお、基礎疾患を有する小児は令和5年春開始接種（5～8月）でさらに1回の接種ができます。

※今回対象でない人の追加接種は、9月以降に開始となる予定です。



市ホームページ
（春開始接種）

岩倉市職員人事異動をお知らせします（令和5年6月1日付）

問合先 秘書企画課秘書人事グループ（☎ 38-5801）

（ ）内は旧職名

【課長級】 教育こども未来部学校教育課長 兼松英知（総務部行政課主幹）

国民健康保険税の納税通知書を送付します

問合先 市民窓口課保険医療グループ（☎ 38-5833）

【国民健康保険税のお知らせ】

7月中旬に国民健康保険税の納税通知書を送付します。

なお、地方税法施行令の改正に伴い、被保険者間の保険税負担の公平性の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、軽減措置対象の拡大および賦課限度額の見直しを行いました。

●所得の低い世帯の軽減措置（5割・2割）の拡大

世帯主およびその世帯の国保加入者の所得の合計が基準額以下の場合は、均等割額と平等割額が軽減されます。ただし、所得の情報がない場合は申告が必要です。

軽減割合	軽減対象となる所得の基準（世帯主、被保険者等の総所得金額等の合計額）	
	改正前	改正後
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下 (改正なし)
5割軽減	43万円 + (28万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割軽減	43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	43万円 + (53万5千円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※「+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)」は給与所得者・公的年金等所得者の数が2人以上の場合のみ適用

●賦課限度額の見直し

	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円 (改正なし)
支援分	20万円	22万円
介護分	17万円	17万円 (改正なし)

●国民健康保険税の減免制度

生活が著しく困窮し保険税の納付が困難で、減免の必要があると認められた場合、保険税の一部を減免します。申請日以降の納期限の保険税が対象です。

【高齢受給者証の送付】

70歳以上75歳未満の人を対象に新しい高齢受給者証を、7月下旬に送付します。

8月1日(火)からは、新しい受給者証をお使いください。

後期高齢者医療にご加入の皆さんへ

問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎38・5833)

●保険証の送付

8月1日(火)からは、新しい被保険者証(橙色)を使用してください。新しい被保険者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

なお、古い被保険者証は裁断して破棄してください。

●保険料のお知らせ

7月中旬に後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付します。

●被保険者均等割額の軽減

所得の低い人に対しては、被保険者均等割額を軽減します(下表)。

※1 給与所得者等とは、給与所得(給与収入が55万円を超える人)または、公的年金等に係る所得(前年の12月31日現在65歳未満の人)にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える人、前年の12月31日現在65歳以上の人にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える人)を有する人をいいます。

※2 世帯主および世帯の被保険者の中に給与所得者等が2人以上いる場合には、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えます。

軽減割合	対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)
7割軽減	43万円 + [10万円 × (給与所得者等※1の人数 - 1)] ※2以下の世帯
5割軽減	43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + [10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下の世帯
2割軽減	43万円 + (53.5万円 × 世帯の被保険者数) + [10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)] 以下の世帯

【コールセンターのご案内】

愛知県後期高齢者医療広域連合では、被保険者証や保険料等に関するコールセンターを開設しています。被保険者証の負担割合や保険料の算定方法等については、コールセンターへお問い合わせください。

☎0570・011・558 (利用には通話料がかかります。)

●期間等 令和6年3月29日(金)まで午前8時45分〜午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※7月15日(土)〜8月27日(日)は土・日曜日、祝日も開設

●ご注意 コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることとは一切ありません。不審な電話がありましたら、市民窓口課保険医療グループまで問い合わせください。

福祉医療費受給者証の更新手続きをお願いします

問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎38-5833)

有効期限が7月31日(月)となっている人は、更新手続きが必要です。6月に対象者へ更新申請書を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、返送ください。引き続き該当する人には、8月1日(火)から有効の受給者証を7月下旬に送付します。

●対象となる受給者証

- ① 障害者医療費受給者証
- ② 後期高齢者福祉医療費受給者証



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金についてお知らせします

問合せ先 福祉課社会福祉グループ (☎ 38-5830)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、令和5年度住民税非課税世帯や令和5年1月以降に予期せず家計が急変し、同一世帯の全員が住民税非課税相当となった世帯を支援するため、1世帯あたり3万円の給付金を給付するものです。

●対象世帯

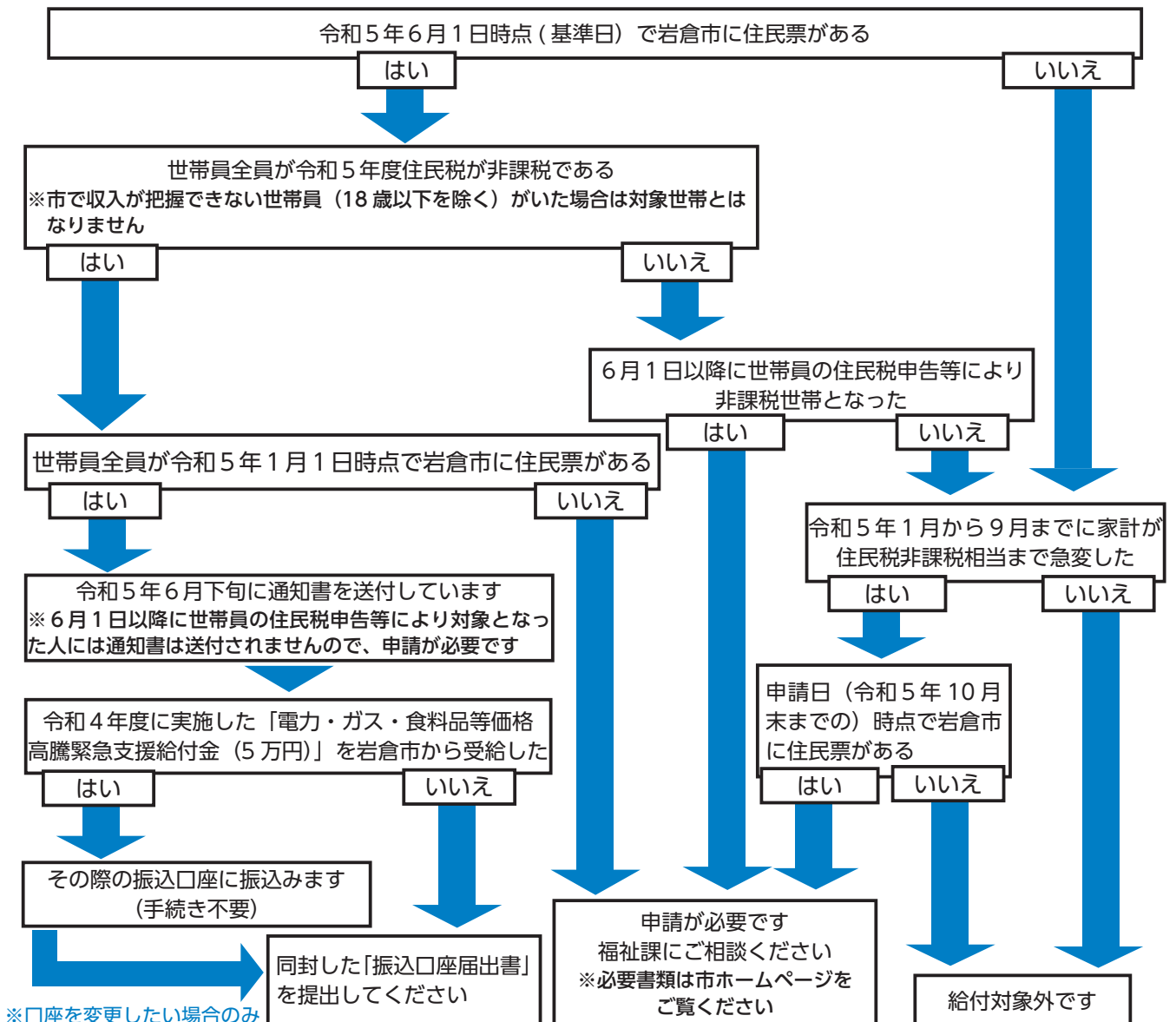
①令和5年6月1日時点で岩倉市に住民票があり、世帯員全員が令和5年度住民税非課税の世帯

6月下旬に対象となる世帯主あてに「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付通知書」を送付しています（給料や年金の収入がないなど市で収入が把握できない人は、非課税者かどうか判断できませんので、通知書が送付されない場合があります）。

※令和5年1月2日以降に転入した世帯員がいる世帯であって、世帯員全員が令和5年度住民税非課税の世帯は、通知書が送付されない場合がありますので、申請が必要です（申請には、令和5年1月1日に住民票があった市町村で発行された令和5年度の住民税が非課税であったことを証明する書類の添付が必要です）。

②令和5年1月以降に家計急変のあった世帯（世帯員全員が住民税非課税相当の収入となった世帯）

※②に該当する世帯は、8月1日(火)から申請を受け付けますので、上記問合せ先に相談してください。



医療機関等に対する

物価高騰対策支援金の支給についてお知らせします

問合先 健康課保健予防グループ（保健センター内 ☎37・3511）

長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

福祉課障がい福祉グループ（☎38・5809）

医療機関等物価高騰対策支援金は、原油価格および物価の高騰の影響を受けている市内の医療機関等（病院、診療所、薬局、介護サービス事業所等、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所および補装具製作施設）を支援するものです。支援金を受給するには手続きが必要ですが、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

●対象施設

市内の医療機関等であって、令和5年4月1日時点において、継続的な医療、介護サービス、福祉サービス等の提供を行っているもの。

●支援額

- ★病院 20万円
- ★診療所 10万円または15万円
- ★歯科診療所 10万円
- ★薬局 10万円
- ★介護サービス事業所等 8万円
- ★障害福祉サービス事業所 8万円
- ★障害児通所支援事業所 8万円
- ★補装具製作施設 8万円

※令和5年7月前半に対象となる施設に申請書等の案内通知を送付します。

介護保険負担割合証を送付します

長寿介護課介護保険グループ

（☎38・5811）

要支援・要介護認定を受けている人および事業対象者の人に、新しい介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。

8月1日(火)からは、新しい介護保険負担割合証を介護保険被保険者証と併せてサービス利用時に提出してください。

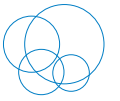
令和5年度介護保険料額（本徴収額）

決定通知書を送付します

長寿介護課介護保険グループ

（☎38・5811）

令和5年度の市民税の課税状況等をもとに、65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料年額が確定したことに伴い、7月中旬に「令和5年度介護保険料額決定通知書」を送付しますので確認してください。



岩倉祇園宵祭り

問合せ先 中本町区山車保存会 古田 (☎66・3535)

下本町区山車保存会 山内 (☎37・0039)

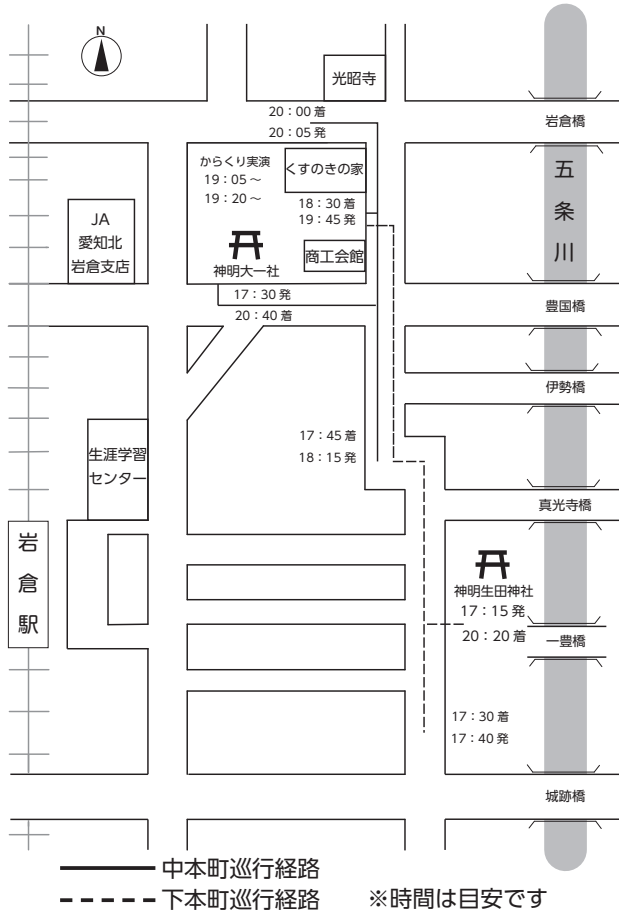
中本町、下本町の祇園宵祭り(山車曳き)が行われます。
提灯を飾り、神秘的に変身した山車が、岩倉街道を巡行します。

●とき 8月5日(土)午後5時～8時30分(雨天中止)

●ところ 中本町・下本町区内の岩倉街道

●内容 山車曳き、からくり実演

※山車巡行に伴い、巡行路と巡行路周辺の道路の交通規制を実施します。



天王祭宵祭り

問合せ先 大上市場区山車保存会 関戸

(☎090・1294・3669)

新溝神社の天王祭宵祭り(山車曳き)が行われます。
たくさん提灯で化粧した神秘的な山車が、神社の参道を巡行します。市指定文化財である鈴井町獅子館も展示されます。

●とき 8月26日(土)午後5時～8時30分(雨天中止)

●ところ 新溝神社参道

●内容 山車曳き、からくり実演



▲岩倉祇園宵祭り



▲天王祭宵祭り



▲鈴井町獅子館(ししやかた)

【事業所向け】

省エネ機器の導入に対する補助をします

問合せ 商工農政課商工観光グループ (☎ 38-5812)

市内の中小企業・小規模企業の事業者が省エネ性能に優れた機器を導入する経費に対し、補助金を交付します。詳しくは、市ホームページを確認してください。

- 補助対象者 市内に事務所または事業所を有する中小企業・小規模企業の事業者
- 補助対象機器 エアコン、LED 照明機具、冷凍・冷蔵庫、温水機器（ガス・石油）、エコキュート（設置工事費等を含む）
- 補助金額 設備導入費の2分の1（千円未満は切り捨て、上限10万円）

- 申請期間 7月3日(月)～令和6年2月29日(木)
※予算に達した場合は申請期間中であっても終了します。
- その他 条件等がありますので、申請前に商工農政課へ事前相談をしてください。



防犯対策を実施した世帯に補助をします

問合せ 協働安全課防災安全グループ (☎ 38-5831)

防犯対策や防犯意識を高めることを目的として、防犯対策を実施する人の購入・設置費用に対し補助金を交付します。設置を検討される人は、協働安全課まで相談してください。

申請受付期間 7月3日(月)～令和6年3月29日(金)

補助金額 購入および設置に係る費用の2分の1の額(千円未満切り捨て)
上限金額 16,000円

交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります（1世帯1回）。

- ①市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者
 - ②市税等の滞納がない者
 - ③転売を目的としない者
- など

対象となる防犯対策

令和5年4月1日以降に購入及び設置したもので、次のいずれかに該当するもの

- ①住居等の玄関および勝手口等の出入口の錠を交換し、または補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等を取り付けること。
 - ②住居等のサッシ等を防犯ガラスに交換し、又は防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付けること。
 - ③住居等に防犯カメラ又はセンサーライトを取り付けること。
 - ④自家用車両にハンドルロックバー又は盗難防止装置等を取り付けること。
 - ⑤住居等の敷地内に玉砂利等を敷くこと。
- など

申請手続き

申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて市役所6階協働安全課に提出してください。※市ホームページからも申請ができます。申請書類は、協働安全課または市ホームページで入手できます。

「市民活動助成金・立ち上がり支援コース」の 対象事業を募集します

問合せ 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民活動団体が取り組む、地域課題を解決したり、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する事業に対して助成金を交付します。今回は、「立ち上がり支援コース」のみの募集です。10月1日(日)から令和6年3月31日(日)までに実施する事業が対象です。

【コース概要】

- 内容 公益的な活動を始めたばかりの団体の立ち上がり期を支援するもの
- 助成額 2万円まで(補助率50%以内)
- 条件 1団体1回限り、申請時点で団体設立から1年以内

【応募概要】

- 応募期間 7月3日(月)～31日(月)
- 提出書類 申請書、事業計画書、事業収支予算書
- 応募先 市役所6階協働安全課に持参、またはメール(kyoudou@city.iwakura.lg.jp)で提出してください。
- 審査および決定 書類審査の後、8月中に決定します。

※市民活動支援センター(市民プラザ内、☎ 37-0257)では、市民活動に関する相談を行っています。

協働のまちづくりコーナー

【市民活動に関する問合せ】市民活動支援センター(市民プラザ内☎・FAX 37-0257)
【掲載に関する問合せ】協働安全課市民協働グループ(☎ 38-5803)

●まちづくりネットワークの説明ページはこちら→
なにか社会の役に立ちたい、特技を生かしたいと思っ
ている人は、右の二次元コードからご覧ください。



●『メルマガかわらばん』にご登録ください。市民
主体のイベント情報を中心にお届けしています。
こちらから空メールを送ってください。→



五条川でSUP(サップ)を広めよう！ (市民活動助成金対象事業)

- 問合せ 「ミズベリング岩倉・五条川」SUP体験会事務局(☎ 090-9902-2290、メール mizubering.iwakura@gmail.com)

今話題の水面アクティビティ、SUP(スタンドアップ・パドル・ボード)の体験会を五条川で開催します。

- とき 8月19日(土)午前9時～11時30分(予備日8月26日(土))
- ところ 五条川の川徳橋付近(集合：川井町公会堂(川井町井上1308))
- 内容 初心者にはSUPの乗り方から漕ぎ方まで体験できます。経験者はガイド付きで体験ツアーも可能です。

※指導協力：ナゴヤSUP推進協議会

- 定員 20人(中学生から60代まで健康な人、保護者同伴の場合は小学3年生から参加可能)
- 参加費 1,000円(SUP道具一式(SUP本体、パドル、ライフジャケット)の貸出料および保険代は参加費に含まれます。SUP持ち込みの人は500円(保険料のみ))

- 申し込み 8月10日(木)までに、氏名、年齢、経験の有無、連絡先を記載の上、上記の連絡先にメールで申し込んでください。

『いわくるくるネットワークを創ろう☆』地元岩倉産野菜で岩倉健幸スイーツを作ろう (市民活動助成金事業)

- 問合先 「地域のしあわせを考える会」後藤 (メール chiikinosiawase@gmail.com)

SDGs を考え、地産地消促進！岩倉産の食材を使って心も体も幸せになれる「岩倉健幸スイーツ」をみんなで作ってみませんか？

- とき 8月5日(土)午後1時30分～4時30分
- ところ 生涯学習センター料理室
- 定員 16人
- 参加費 500円 (未就学児無料)
- 申し込み 7月29日(土)までにメールまたは、右記二次元コードを読み取り、Facebookグループ「いわくるくるネットワーク」のイベント内でお申し込みください。
- 共催 ナチュラルすまいる@いわくら



65歳の集い「自分ライフテイクオフ」

- 問合先 市民活動支援センター (☎ 37-0257、メール plaza@lww.ne.jp)

有意義なセカンドライフ『自分ライフ』を過ごすには、ご自身で健康上の制限なく活動できる「健康寿命」を延ばすことが一番大切です。新たなステージへ一歩を踏み出すウォーミングアップを始めませんか？65歳ではない人も参加できます。

- とき 7月23日(日)午後1時30分 (開場：午後1時)
- ところ アデリア総合体育文化センター (岩倉市総合体育文化センター) 多目的ホール
- 参加費 無料
- 内容 第1部 健康講演会「元気なシニアライフを楽しむために」講師：夏目有紀枝さん (名古屋経済大学准教授)
第2部 映画鑑賞「医師中村哲の仕事・働くということ」
第3部 交流会

七夕 de 交流会

- 問合・申込先 市民活動支援センター (☎ 37-0257、メール plaza@lww.ne.jp)

今年の抱負を語った「初夢 de 交流会」から半年。新しい夢や前回語った夢の続きを話し合しましょう。今回も議論の見える化の手法である「グラフィックファシリテーション」を取り入れます。活発な話し合いを楽しみましょう。

- とき 7月9日(日)午後1時～3時
- ところ 市民プラザ 多目的ホール
- 対象 市民、学生、団体 (夢を見る人)
- 参加費 無料
- 申し込み 7月8日(土)までに申し込んでください。

市民活動スキルアップ講座② SNSを諦めるのはまだ早い！ SNSを使って情報発信 (Instagram編)

- 問合・申込先 市民活動支援センター (☎ 37-0257、メール plaza@lww.ne.jp)

幅広い世代にアピールするため、ポスターやチラシだけでなく、SNSを手段に加えてアピールの幅を広げましょう。

- とき 7月16日(日)午後1時30分～3時30分
- ところ 市民プラザ 会議室1
- テーマ Instagramを使って情報発信
- 講師 桜井佳奈美さん (年の差姉妹を育てるインフルエンサー)
- 持ち物 ご自身が使用しているスマートフォン (事前にInstagramのインストールとアカウントを作成しておいてください)
- 定員 20人 (参加費：無料)
- 申込締切 7月15日(土)

岩倉ギター友の会 アフタヌーンコンサート

- 問合先 岩倉ギター友の会 深津 (☎ 66-4066)

クラシックギターの演奏会を開催します。

- とき 7月29日(土)午後2時開場 午後2時30分開演
- ところ 生涯学習センター スタジオ1
- 参加費 無料